

令和5年度決算 監査委員意見への回答

監査意見	回 答
<p><b>○地域づくり推進課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金返還支援補助金について</li> </ul> <p>本村においても将来いずれ人口が減少すると予想される。若者の県内回帰や定着を促進するためには魅力的な補助金と考える。</p> <p>しかしながら、利用者数は少ないように思われる。該当者がいる家庭への周知や、「二十歳のつどい」の招待状と共に補助金の案内を郵送するほか、学生が集まるイベントなどで広く積極的な周知できる方法を検討されたい。</p> <p><b>○こども課</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーサポート事業について</li> </ul> <p>昨年度も要望したが、協力会員の養成講座は引き続き実施をお願いしたい。講座のみだけでなく、会員になるための資格審査を行うなど（児童に対する性犯罪や虐待等審査）していただき、あわせて定期的にスキルアップ講座や研修を実施するなどの検討していただきたい。</p>	<p>引き続き広報紙や村公式ウェブサイトで周知を行うとともに、教育機関との連携や保護者を通じた周知、「二十歳のつどい」や学生が集まる就活イベントなどの機会を捉え、利用者の増加に向け更に認知度が上がるよう取り組みます。</p> <p>協力会員の養成講座及びスキルアップ講座は伊那市、箕輪町と合同で毎年開催しており、多くの会員が受講しています。</p> <p>児童に対する性犯罪や虐待等に関する資格審査については、どのような方法があるか、また性犯罪や虐待防止については、養成講座やスキルアップ講座の中に取り入れることを伊那市、箕輪町と検討します。</p>

## ○福祉課

### ・個別避難計画の策定について

災害時における避難行動要支援者については、心身とも日々変化している状況であるため、なるべく早期策定をお願いすると同時に、1年ごとの見直しも今後必要になると予想されるため、見直しを行う方法も今後検討されたい。

## ○建設水道課

### ・民有地の雨水排水対策の指導について

民間業者が宅地造成をする際、敷地内での雨水排水処理が出来ず道路や水路の管理に支障が生じるなど昨今問題となっている。

敷地内での処理が確実に行われるよう、村側からの意見が確実に業者側に伝わる方法を検討されたい。

個別避難計画は令和8年度末までに、村内の避難行動要支援者について概ね全員の計画を策定します。具体的には、自分で避難できるという方にはアンケート方式による簡易な方法も取り入れて策定を進めます。

計画の見直しについては、その時期や方法を今後検討していきます。当面は、ケアマネジャー等から情報を収集しながら、対象者の個々の状況に合わせて見直していきます。

宅地造成を行う場合は、農業委員会に農地転用の申請があり、合議の際、建設水道課では「雨水排水は敷地内で処理すること」と意見を付し、農業委員会を通じて必須要件として申請者に伝えています。

## ○観光森林課

### ・大芝関連施設及び備品の管理について

耐用年数の経過、老朽化などで修繕・交換が必要となる、大芝関連施設の各種の備品については、村と開発公社の管理がどちらなのか不明な点が多いと推測される。今後は営修繕などの費用もかかることから備品台帳を整えるなど、村と開発公社との区分けを明確にし、緊急性を除き、修繕・交換などは計画的に進められるような体制づくりを構築されたい。

また、大芝荘の今後の在り方の検討やフォレスト大芝の活用方法の検討を進められたい。

現在、大芝公園全体の備品について台帳整備を行っており、その台帳を基に指定管理者である（一財）南箕輪村開発公社確認のもと備品シールの貼付等により仕分けを行い、本年度中に管理責任の所在を明確にします。

大芝公園関連施設指定管理業務仕様書において、施設の改修・修繕について、既存の施設の老朽化等に伴う安全対策上必要な改修・修繕は村が、消耗品交換や軽微な補修については指定管理者が、その他については村と協議することとなっています。また、施設の備品についても、村が所有する備品の修繕・更新は村が負担し、指定管理者が所有するものについては指定管理者が負担することとなっており、その他については村と協議することとなっています。台帳整備により明確な体制づくりを構築するとともに、計画的な修繕・交換を進めます。

大芝荘の今後の在り方については、さまざまな用途を研究しながら慎重に検討を進めていきます。また、フォレスト大芝の活用方法については指定管理施設として（一財）南箕輪村開発公社が管理運営していく方向で検討していきます。

## ○教育委員会事務局

### ・教育委員会評価委員会について

教育委員会評価委員会は、教育委員会が行う教育活動の執行状況を外部の知見及び視点を活用して評価を行い、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に則り報告書を議会へ提出すると共に公表する委員会であり、予算では委員報償費が計上されているが委員会開催の実績がない。

また、本村には教育委員会評価委員会についての設置要綱など見当たらないことから、予算計上されている教育委員会評価委員会について今後の在り方を検討されたい。

## ○選挙管理委員会

### ・投票率向上に向けての取り組みについて

昨年度行われた長野県議会議員一般選挙、南箕輪村議会議員一般選挙において、軒並み過去最低の投票率となっている。特に20代の若年層における投票率の低さは顕著である。投票率の向上に鋭意取り組まされたい。

文部科学省から令和5年2月1日付けで「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」通知があり、点検・評価の項目や報告書の書式、議会への報告等の点検評価の具体的な方法については、各教育委員会が実情を踏まえて判断すべきものであることとされています。

実情として、村の行政評価委員会の評価及び主要施策成果説明書により議会へ提出・説明しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の義務を充足しているものと考え、本教育委員会評価委員会は、設置も開催もありませんでした。

このことから、今後も現行どおりとし、関連予算は計上しないこととします。

投票率向上に向け、若年層については学校と連携した主権者教育の充実を図り、若者の政治への関心が高まるように努めます。

また、交通弱者の投票支援として高齢者施設や集会所への移動期日前投票所の設置など、有権者の利便性向上にも取り組んでい

<p>○その他（地域づくり推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・キャッシュレス決済の導入・活用について</li></ul> <p>キャッシュレス決済は公共料金の一部で既に導入され活用されているが、住民サービスの向上や職員の業務効率化及び職員の現金取扱いのリスクを軽減するために必要であるため、今後も広く周知するとともに、更なる活用範囲の拡大に向け検討をされたい。</p>	<p>きます。</p> <p>証明書発行等の窓口手数料の支払いについては、令和6年10月から各種電子決済手段に対応したキャッシュレス決済を導入します。広報紙等で広く周知するほか、窓口でも手数料の支払い時にその都度案内をします。</p>
--	---